

## (1) 神奈川県動物愛護管理推進計画の取組み状況について (報告)

## 【事務局説明】

平成 20 年度の実施結果を説明した。

動物の致死処分数は、計画の指標とする平成 18 年度から 2,846 頭減って 6,888 頭 (平成 18 年度実績対比 70.8%) であった。

動物の苦情件数は、4,116 件減って 19,001 件 (平成 18 年度実績対比 82.2%) であった。

犬の返還・譲渡率は、平成 18 年度から 2.4% 増加し 66.9% であった。

猫の譲渡率は、平成 18 年度から 8.8% 増加し 14.8% であった。

## 【意見等】

委員： 数値は合計のものではなく、神奈川県や横浜市等個別の数字で出すことは可能か。

事務局： 本日、欠席の川崎市にも連絡しお示しできる数値については、お示ししたい。

委員： 神奈川県は県域と 5 保健所設置市に分かれているので、それぞれの場所での取組みはかなり違っていると思う。配布する資料は、最初から県域、5 保健所設置市が別になったものを配布したほうがよい。

また、こちらの達成状況を見ると、かなり実績が上がっているので、今後、数値目標の見直しを行ってもよいのではないか。

委員： 数字だけを見ると効果が上がっているように見えるが、高齢犬が多い等、隠れている問題があり、譲渡率はいつかストップする時がくると思う。いずれそういった問題を解決する方策をとる必要があると考えられるので、もっと突っ込んだ原因追求、討論が必要になってくると感じている。

委員： 致死処分数について、環境省が 10 年間で半減という大きな目標を立て、現場で仕事する方もそれを踏まえて仕事していると思う。しかし街の中では依然として同じように子猫が生まれている。その子猫が成長すると、いくらでも新しい子猫が生まれていっているという現状がある。

そこで、子猫の引取りに際し、受け取るか否かの基準を体重によって決定してはどうか。

生まれたばかりの子猫の扱いについては全国の各窓口での判断になると思うが、ある程度成長した子猫を譲渡してもらいたい。引き受けたボランティア等が、苦勞してやっと育てても貰い手がいないということでは何にもならない。処分数は確かに減ったが、街の中に飼い主が付かない猫が増えるという悩みが生じて、これが弊害を起こすと大変である。

無理が出ないように、処分数を減らしていかなければいけない。10 年経った時に、確かに減ったということではなければいけないと思う。

委員： 保健所に苦情対応のマニュアルのようなものはないのか。

事務局： 苦情対応についてはかなりいろいろな事例がある。内容も事例ごとに異なるので、苦情対応マニュアルというものは作っていない。保健所の中の経験を積んだ職員を中心に情報交換をしながら進めている。また、動物保護センターの意見を参考に聞きながら対応に当たっているというのが実情である。

委員： マイクロチップの関係で、県内でマイクロチップ装着に対して助成している自治体があるか教えていただきたい。

事務局： 現時点でマイクロチップ装着に対して助成している自治体は、横浜市だけと聞いている。

委員（横浜市）： 横浜市では、今年度からマイクロチップの装着推進事業を始めたところである。1,000頭を目標にマイクロチップを装着するということで、2,000円の補助をしている。今年度の6月から始め、8月14日現在410頭に補助している。

委員： 初年度としてはまずまずの数字が出たのではないかと。他の委員からも出ていたが、環境省が出した計画は、10年先を見据えたものである。一気に大きな数値を期待するということは難しいと思う。少しずつゆるやかにカーブを落としていけばよいのではないかと考えている。

動物の致死処分頭数の中で引取り依頼と捕獲の細かい数字は、いずれどこかで発表される必要があると思う。

また、犬の返還譲渡率はぜひ数字を県、5保健所設置市別に掲載していただきたい。できるだけ元の飼い主に返還するというのが、ひとつの大きな事業である。第三者に渡すということもよいが、やはり元の飼い主に戻すということが基本ではないか。同時に犬がどういうルートで返還されたのか、マイクロチップなのか鑑札なのか名札なのか、そういったことも含めて一般の方にアピールできるものを発表してもらいたい。

事務局： 次回の実施結果を出すときにご意見を参考に、引取りの内訳等について、みなさまに理解していただきやすいようなものを出せるように工夫していきたい。

委員： 数字の上からしか判断できないが、関係の方たちが一生懸命取り組んでいるのが読み取れる。今日は委員のみなさんの意見をお聞きして大変勉強になっている。

委員（動物保護センター）： 動物愛護管理推進計画ができ、動物保護センターの使命が動物の致死処分数の減少であるということを職員に徹底している。現在、ボランティア団体の方とも協力し、譲渡を進めている。しかし高齢犬や嚙み癖のある犬やうるさい犬等、どうしても譲渡できない犬がいるため、犬の返還譲渡率の数字というのは、その年々によって左右されると感じる。

昨年からは譲渡が難しい成犬の中で比較的若い犬を訓練、不妊手術して譲渡会に出すという取り組みを始めている。昨年は6頭譲渡でき、今年もまた譲渡できている。

また、猫も譲渡数がずいぶん増えており、数は多くないが若い猫に老人ホームや小学校で癒しを与える活動をしてもらい、不妊手術をして譲渡するということを今年から始めている。まだ、数頭であるが今後定着させて、譲渡の実績を伸ばして行きたいと考えている。

委員： 資料を見せていただいて、目標達成に向けて努力されていると思う。今後も10年後の目標達成に向けての努力を続けていくことが大切であると感じた。

委員（横浜市）： 動物の処分数を減少させることに関して、犬については横浜市の畜犬センターのホームページに譲渡できる犬を掲載し、市内の希望する方に譲渡している。

猫については今後、ボランティア団体や獣医師会と協力して譲渡ネットワークを構築しようとしている。

また、動物愛護センターは、平成23年春の開設を目指している。

委員（横須賀市）： 動物愛護センターが移転し、4月から動き出した状態である。これまでと違う点は、引き取った犬を長く置いておけることで、すぐに譲渡するには適さない犬をしつけて譲渡できるようになったという点がある。また猫等についてももらってくれる人が増えてきている。

不妊手術についてはかなり長い間助成をしているが、本当に効果があるのかどうかということについては目に見えなかった。しかし、最近になって引取り件数、処分数が減ってきて

いると感じている。

先ほども話があったように処分数等の変動はある。短期的に見ると、増加することもあるかもしれないが、最終的に減らしていければよいと考えている。

委員（藤沢市）： 先ほど他の委員から各市の数値を出してほしいという申し出があった。藤沢市は収容施設、処分施設がないので、県に委託している。そのため藤沢市として努力できない部分があるのはご理解いただきたい。藤沢市として努力していることは、引取り数の減少である。引取り相談があった場合は、できるかぎり終生飼育をするように指導している。また愛護普及に心がけ、特に小学校での愛護普及に力をいれている。藤沢市で行う愛護のついで動物愛護の絵を募集し、2,000～3,000点集まっている。小学生に動物愛護の精神を根付かせるため、種まきをしている状態だと思う。

委員（相模原市）： 他の委員から子猫の話があったが、相模原市も藤沢市と同じく収容施設がなく県に委託している。昨年度、以前から話し合いをもっているグループから、子猫の譲渡をしてほしいという話があった。いろいろ話し合いをもった結果、今、市に来た子猫は全て体重を計り、その体重を知らせるようにしている。長い期間は預かれないので、その日のうちに引取りに来ることができる場合は、引取りに来てもらっている。グループの施設を見に行き、両者の信頼関係に基づいて譲渡している。

あまりに小さい子猫については譲渡せず、一定以上の大きさの子猫のみを譲渡することがよいと考えている。まずこの考えで譲渡を行っていき、その次のステージとして生まれたばかりの子猫をどうするかという議論があってよいと感じる。

不妊手術については、飼い猫や市内で世話をされている猫にも助成しており、グループの人から申請があったものにも、活動に協力できるように助成をしている。

副会長（神奈川県獣医師会）： 神奈川県獣医師会には各地域に支部があり、各々事業を行っている。今、さまざまな問題がでてきている。公益法人としてどのような活動をするか。特に若い先生たちが仕事とボランティアのけじめがつきづらく、ボランティアとしてどこまで活動するか、ボランティアのあり方というのはどういったものか、ということを考えている。

獣医師会に参加していない先生に話をしても、営業をしているのであり、公益活動に参加できないという意見が多くなってきている。そういった意見に若い先生が影響を受けることもある。しかし、県獣医師会としては各支部で行われている有意義な公益活動はどんどん推し進めていきたいと考えている。また色々な問題が出てくると思うが、我々もできる範囲で惜しみなく協力していきたい。

（まとめ）

会長： 1年目としては、まずまずの数値が出ていると思う。時間をかけて、10年後の目標に到達できるよう努力してもらえればと考えている。

#### 【事務局説明】

平成21年度の実施計画を説明した。

県として新たに取り組む事業は、次の3つである。

①動物の引取り時の説明方法、引取りを求める飼い主に新しい飼い主を見つけるよう指導すること、終生飼養の啓発に努めること等を盛り込んだ動物引取りマニュアルの導入②収容動物検索体制の整備③実験動物施設の把握に関する有効な調査方法の検討

また、動物愛護推進員の活動が今年度から本格的に始まったので、研修の実施、推進員が地域で活動するなかでの課題の解決に取り組むたいと考えている。

## 【意見等】

委員： 処分数の大多数は子猫であると思われる。処分数の減少を進めるにあたっては、子猫の対策を進めるべきだと考える。県域では不妊手術に関しての助成をしていないが、横浜市などでは助成をしている。県でも不妊手術の助成を検討してもらいたい。

また、行政がマイクロチップの普及を進めていくなかで、マイクロチップリーダーの普及が遅れている。横浜市のマイクロチップリーダーの普及率が、獣医師会の先生の中でも40%くらいと聞いているので、その普及を進めてほしい。清掃局や警察でもその普及を進めて欲しい。

警察での迷子犬の取扱いはよくやってくれている。横浜市ではいなくなってしまった犬の飼い主が警察に届け出ると、警察から各区に連絡が行き、照合する体制になっていると聞いている。県については不明だが、警察の方でそこまでできるのであれば、愛護行政の方でも、他市との照合などを行ってほしい。

環境省が遺棄・虐待についてのすばらしいポスターを作ったので、小学校等に掲示して啓発を進めて欲しい。

事務局： 不妊去勢の助成はすべての市町村ではないが、県域の市町村でも実施している。県としての実施は財政的に非常に厳しい状況にあり、また、地域ごとに差がある問題に対して一括しての助成はできないと考えている。普及啓発の専門知識の提供等、できる範囲で支援を行いたいと思うので各保健福祉事務所に相談して欲しい。

日頃動物と接するペットショップや動物病院などに、資料を配布することによりマイクロチップの普及啓発を進めるとともに、また関係機関の協力を得てマイクロチップリーダーの配備の普及を進める必要があると考えている。

委員： 3点ほど質問がある。

施策2の中で、終生飼養及び自ら新たな飼い主を探すとあるが、動物の愛護及び管理に関する法律の中で、年に2回以上2頭以上譲渡すると、動物取扱業と見なされることがあるという点についてどのように考えているか。

また、遺失物法という問題から、警察に所有者不明の犬等が持ち込まれた場合ではどのように考えているのか。マイクロチップリーダーの設置状況も教えてほしい。警察に持ち込むと、すべてセンターに持って行ってくれと言われると聞いたことがあるが、遺失物法との整合性についてお聞かせいただきたい。

施策9の中の共通感染症等について、抗体保有状況を調査するということだが、具体的にどういう形で調査するかお聞かせ願いたい。

事務局： 県では、引取りの際に自分で新しい飼い主を探して欲しいという指導を継続して行っている。飼えなくなった動物の新たな飼い主への譲渡は動物取扱業に該当しないため、登録するよという指導は行っていない。

委員： 行政は譲渡会を行っており、その譲渡会は取扱業の適応除外であるから、そういったものを上手に活用していただきたい。

委員（神奈川県警）： 警察でのマイクロチップリーダーの設置は、今のところ予定はない。犬を保護した人には、警察には収容施設がないこと、遺失物法と動物愛護法のことを説明し、場合によっては動物保護センターを案内しているので、すべて動物保護センターを案内しているわけではない。

事務局： 動物由来感染症の調査事業は、生活衛生課、動物保護センター、県衛生研究所が中心となって、外部からの委員も入れて動物由来感染症対策検討会を設置し、調査事業を実施している。

平成 20 年度については、オウム病、サルモネラ症、回虫症、鉤虫症、レプトスピラ症、猫引っかけ病、トキソプラズマ症、ジアルジア症について抗体の有無あるいは菌やウイルスの検出を行っている。

対象はオウム病がトリ、サルモネラ症が爬虫類、回虫症が幼犬・幼猫、鉤虫症が成犬、レプトスピラ症が犬、猫引っかけ病・トキソプラズマ症が猫、ジアルジア症が犬を対象に実施している。人を対象とした調査は行っていない。

会長（日本大学教授）： 動物由来感染症に関しては、私も神奈川県の実業に参加しており、結果も公表している。人の調査についてはインフォームドコンセントをとって行う必要があるため、難しいところがある。そこで動物の病原体・抗体保有状況を調査して、予防を進めていくということになるかと思う。

委員（神奈川県ペット商業組合）： 以前、動物由来感染症調査に協力し、その時得られたデータがある。動物側からだけの調査では不十分になってしまうと思うので、そのデータを参考にされるとよいと思う。人の健康にも関わることなので、人側の調査についても関心を持った方がよいと思う。

委員（神奈川捨猫防止会）： 神奈川捨猫防止会では、行政から連絡があれば協力して苦情等の対応にあたっている。藤沢市の担当者から連絡をもらうこともあり、捨猫防止会の会員で藤沢市在住の人が動物愛護推進員になっているので、その人を中継点にして問題解決に動いている。このことから考えても動物愛護推進員がいかに必要な存在かということがよくわかる。（まとめ）

会長： 県と 5 市は施策の実施については計画に基づき実行するということになるので、実施については関係団体との協力が不可欠である。本日出された意見については、直ちに実行できるもの、できないものがあると思うので、事務局で取りまとめ、次年度以降の計画に盛り込んでいただきたい。

## 議題（2）神奈川県動物愛護推進員の委嘱について

神奈川県動物愛護推進員設置要綱を示し、平成 22、23 年度の動物愛護推進員委嘱へ向けた準備を進めていることを説明した。委嘱する推進員は 30 名の予定である。

要綱第 2 条に基づき、当協議会の構成団体から若干名ずつの推薦をお願いしたい。具体的には、財団法人神奈川県動物愛護協会、社団法人日本愛玩動物協会、神奈川捨猫防止会、社団法人神奈川県獣医師会、神奈川県ペット商業組合の各団体構成員から、動物愛護推進員委嘱の趣旨を理解の上、県の取組みに協力いただける方の推薦をお願いしたい。団体推薦は 25 名以内とし、9 月から 10 月の間に各団体に推薦依頼をする予定である。

動物愛護推進員の公募実施にあたっては、資料に示した選考要領（案）に基づき、選考を行うことを検討している。公募は 5 名以内とし、公募手続きは 10 月から 11 月ごろに実施する予定である。各団体から推薦してもらった方との地域性を考慮して選考したいと考えている。

### 【意見等】

委員： 現在の動物愛護推進員は今年の 3 月から委嘱されているが、任期については 1 年か。

事務局： 現在の動物愛護推進員の任期は 20、21 年度の 2 年間であるが、委嘱したのが、本年 3 月であるため、附則記載のとおり実際は 1 年と少しである。再任は妨げないので、現在動物愛護推進員になっている方を推薦していただいても問題ない。

委員： 動物愛護推進員の委嘱式の日程が、推薦団体に全然連絡がなかったので知らせてほし

い。

また、現在の動物愛護推進員がどのような活動を行ったのかがまとまっていたら、お知らせ願いたい。

事務局： 個人への委嘱であるため、本人に通知するかたちで対応させていただいた。

動物愛護推進員の活動については今年の3月末に委嘱し、4月から活動をお願いしている。その中で報告があったものとしては、犬の無駄鳴きや噛みぐせ等に対するしつけの相談に乗っている、イベントで犬の飼育に関する講義をする予定がある、野良猫について市の野良猫不妊手術の助成金の普及について取り組んでいく、災害時の、避難訓練への参加を調整中であるなどである。市内の学校に住み着いた野良猫の不妊手術の推進を推進員と保健所で協力して行っている、といったものもある。

委員（神奈川県動物愛護協会）： 動物愛護推進員は行政から推進員に相談があつて、行動していると考えるよいか。私はその方がよいと思うが、当会から推薦した動物愛護推進員には今のところ行政からまったく連絡がなく、説明会が開催されただけである。取組みについて、どうなっているのかという質問もあった。今後推進員の数を増やした場合、活発な活動をしていただくためにもどのような形をとるのか、ということも併せて考えていただきたい。

また、動物愛護推進員がいない市町村があるということなので、今回の推進員の推薦の際に、各保健福祉事務所の所管区域に動物愛護推進員がいるようになるよと思う。

事務局： 動物愛護推進員の活動についてはあくまで自主的活動であり、誰かからの指示があつてやるということではない。譲渡会やしつけ教室等にも、積極的に参加して欲しい。

また、大和、三崎、足柄上の3保健福祉事務所の管内に動物愛護推進員がいない。これは、公募も推薦もなかったためである。今回、委嘱人数を増やすことは、動物愛護推進員不在地をなくすということも含まれているので、該当するような方がいれば推薦をお願いしたい。

委員（神奈川県捨猫防止会）： 藤沢市の件については、藤沢市の職員と私とのやりとりが前からあり、また私と動物愛護推進員とのやりとりも以前からあつた。今回、たまたまそれがつながつたものである。

横浜市は動物愛護推進員に行政と並んで仕事をしてほしいというが、神奈川県では自主的に活動してほしいといっており、そこに違いがあると思う。

ゆっくりしては、猫が生まれてしまう、犬が死んでしまうという状況にある。あまり突飛なことはやってはいけないが、現場が必要としているのであれば、これまでのように対応について協議して納得が出てからという役所的な対応では、間に合わない。結果がよければそれでよしということから始めないといけないと思う。

委員（藤沢市）： 当初は所有者不明の猫が増えて困ると言う苦情が来ていた。不妊手術を考えているようであったが、行政から病院を紹介することはできないので、捨猫防止会を紹介した。所有者不明の猫が住み着いている学校の関係者が、行政を避けているようであったので、捨猫防止会に対応してもらった。

災害対策についても、動物愛護推進員が地元の防災訓練に参加したいということなので、協力したいと考えている。藤沢市が今のところ動物愛護推進員に、あれをやってほしいこれをやってほしいということはないので、少しずつこういった形で活動を広げていきたい。活動したことを他の動物愛護推進員に報告し、また担当とも話して今後イベントなどをやっていこうかと考えている。

動物愛護推進員の活動についてはなかなか難しい部分もあるが、今回のように表立った協力をいただけたということが大変ありがたかった。

事務局： 動物愛護推進員の制度を神奈川県が始めたのが今年3月で、始めたばかりである。

まずできるところから始めさせていただき、その後どのような協力を得られるのか、どのような仕事をしてもらえるのかを検討していきたい。事務局で把握している現在の活動状況を報告したが、年度末には正式な報告書という形で各動物愛護推進員の活動内容が報告される仕組みになっている。その活動内容を見ながら、また、保健福祉事務所やこの協議会のご意見もいただきながら、どのような活動にしていくのがよいのかをご相談させていただきたいと思う。

会長： 動物愛護推進員との意見交換会を開いてはどうか。

事務局： 意見交換会、報告会については前回も提案があったが、単独で開催するとなるとそれぞれの推進員の負担にもなるかと思うので、県の研修会と併せて報告会というのを開催したいと考えている。

副会長（神奈川県獣医師会）： 神奈川県獣医師会として、今活動しているボランティアの皆さんに対して、どのような形でどのような協力ができるかということを生懸命模索している。ボランティアの方々を把握し、地域に密着した活動をしていきたい。お互いに協力し合い、活動を盛り上げる必要があると考えている。

（まとめ）

会長： 平成 22、23 年度の動物愛護推進員の推薦依頼を事務局が、9 月～10 月に実施することなので、対象となる 5 団体はご協力くださるようお願いいたします。

以上